

減租米復活

第九の減租米とは、明治一〇年（一八七七）に地租を三%から二・五%に軽減したが、ここで問題となつたのが地租が下がったのに小作年貢が同額とはおかしいではないかという小作争議です。この争議は各地で起きますが、この時地租が下がったために生じた地主の差益を作徳米と云う。この作徳米について小作側は分配を求め、地主もそれを認めて一石について二、五升の米を小作人に返還したのを「減租米」と云う。

その後の小作争議のなかでも、地租は政権交代や戦争によって増減をくりかえすのであるが、減税されるとこの問題が生じて、応分の「減租米」を求めた争議が各地で起きており、これが「減租米復活」の運動と云われる。

それが昭和七年の地租法改正により地租は地価ではなく土地台帳に記載された賃貸価格を基準として、一律に三・八%になつたが減税となつた時期と重なつており、金戸は一石に付き七斗四升四合の減額分を地主が支払うこと

になり協定に盛り込まれたのだ。減租米復活要求は隣の北野・井口村で昭和七年に起こっている。

第十二・十三條の土木費に関することとで第三の但書の「地主と小作人の合意成りたる」者は、土木費を負担しないという意味は不明である。増米を払っている者は特別視するというのは、増米を払っていると土木費の負担がな

いから、増米を払っている方が臨時の負担がないから良いから、払った方がよいという暗黙の強制とも思える。

最後に「昭和七年度ノ小作料ハ四割減免（不作ニ因ル減引ト争議費用トヲ含ム）シ丁米ヲ以テ納入スルコト」とあるが、昭和七年は三割減の減収と他の争議にても「三割の減免すべきものなり」と記されている。

他地区の争議では小作権は勝ち取つてはいるが、減租米や補償米や不作減額は不調に終わっている地区が多い中で永代小作権や減租米や不作減免を勝ち取っているのは注目に価すると云える。しかし小作人の永代小作権は確立し地主の理不尽な恣意の田畑の取り上げは出来なくなつたが、反対に実態は増米が合法化されたり、売買や担保の手数料・保証金が制度化された感じが

ある。決して小作人の生活の圧迫が解消したことには成らなかつた。真の解

放は戦後の農地解放まで待たねばならなかつたのではないのか。

地租改正と農民

地

租の計算式は、「地租・地価の算出法（地方官心得）」によると、課税基準は地価とし収穫高を地価の六分として決める。税率は地価の三%（豊凶に無関係）として、納税法は金納（米相場の影響なし）とし物納を廃止し、納税者は地主とする。

明治政府の算出法は、

「田一段歩 此の収穫米一石六斗  
代金四円八拾銭 但し一石に付き代  
金三円

内 金七拾二銭 種粃肥代一割五分引き

残金四円八銭

内 金四拾銭八厘 地租三分の一

村入費引き

金壹円二十二銭四厘 地租

残金二円四拾四銭八厘 但し仮に六

分の利と見做す

此の地価四拾円八拾銭

此の百分の三 壹円二拾二銭四

厘」とある。

分かりやすくすると、次のような計算式から地租の金一円二二銭四厘がわかりだされる。

地租は地価の3%なので、地価がいくらになるかで金額が変わる。地価の算定は実売価格ではなく、土地を貸した場合に毎年6%の貸し賃を取れると考え、土地の使用価値で計算したのだ。地租改正は農民の負担を軽減したのだからか。地租と年貢ではどちらが高率かをみると、

田1反歩の標準収穫量は標準収穫量は、1反は1石6斗で、1石3円と計算し代金は**4円80銭**となる。

次に必要経費を控除する。「種籾・肥代1割5分引」=金**72銭**、「村入費」(地租〔地価の3%〕の3分ノ1)=金**40銭8厘**、「地租」(地価の3%)=金**1円22銭4厘**を計算し、小計2円44銭8厘を差し引くと、残金(純利益)=2円44銭8厘となる。

この純利益を地価の6分(6%)の利とし地価を算定すると2円44銭8厘÷0.06=40円80銭となる。

$X = \text{地価}$ 、 $P = \text{代金 (収穫量} \times \text{米価)}$   $X = (P - 0.15P - 0.01X - 0.03X) / 0.06 = 8.5P$

地価 = [代金 - (肥料代 + 村入費 + 地租)] ÷ 純利益 (地価の6%)

年貢は金戸は免五ツ四なので五四%となるが、地租は収入の三〇%を占め、村入費を合わせると四〇%となる。年貢より少し軽減したにすぎない。地主は年貢と変わらない高額の地租を払っていたのだ。

### 地主と小作の格差

## 定

額地租は貧農と富農で大きな格差が生じる。地租納入は収穫後

すぐに貧農は米価の安いときに換金して地租を納入する。富農はとりあえず手持ちのお金で地租を納め、米価の上がる来年の端境期まで待って米を換金することが可能である。地租は全国一律なので富農に有利に働く事になる。

富農の地主と貧農の小作を比較すると小作が六人家族で一町の土地を持ち、一〇石の米をとる。地租は一二円(一反一円二二銭)。地主は六人家族で二町の土地を持ち、二〇石の米をとる。地租は二四円とすれば、秋の米価が一石三円で小作は四石を換金して一二円の地租を納付し残り六石は飯米となる。地主は八石を換金して二四円の地租を納付する。残り一二石のうち飯米は六石だけで六石は残る。夏の米価が一石四円で地主は残った六石を換金して二四円を得る。次回からはこれを

地租として納入し、収穫分は翌年回しにできる。二年目の米を夏まで持てば、飯米を除いて一四石を換金し、五六円の貯金可能となる。

格差は小作料が現物納であるため米価が上がっても恩恵がないのである。一町を小作して一〇石の米を取り、小作は六石をとって残りを地主に支払う。地主は四石を売却して一二円の地租を払うが、一石三円なら地主の儲けはない。しかし米価というのは年々上がるが農民の反対もあって地価はなかなか上がらない。一石が倍の六円になったら一二円が地主の収入になる。小作は現物で小作料を払うので、米価高騰の恩恵に浴さないのである。

地租改正は、もう一つ別の面で農民の生活を圧迫した。当時の農民は、肥料や薪炭をどうやって入手していたのか。村共有の入会地を持ち、そこで落ち葉をとって堆肥を作り、薪を得ていた。土地の所有権を曖昧にし、生えている木を薪炭として利用してきた入会地は、所有権を立証できなかったため没収されて行った。地租改正により国土の五三%が国有地となり、農民は刈敷、薪がとれなくなった。

金戸は中知山の共有地は殆ど陸軍省に属することになったが、外は国有地とはなっていないようだ。